

# 令和2年度 宍粟市地域応援グルメ券取扱店募集要領

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大、外出抑制により特に消費の落ち込みの大きい飲食業、宿泊業について、期間限定のプレミアム付き商品券の発行に加え、地域応援グルメ券を発行することにより、地域における消費の喚起と経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 事業主体 宍粟市商工会

## 3. 事業概要

(1) 名称 宍粟市地域応援グルメ券（以下「グルメ券」という）

(2) 発行総額 105,000,000円

(3) 発行冊数 15,000冊

(4) 1冊構成 1枚1,000円×7枚=7,000円分

(5) 販売価格 1冊：5,000円（消費税込）※40%のプレミアム付き

(6) 購入制限 宍粟市民 1戸あたり3冊（15,000円）まで購入可能

①販売開始から3週間まで：1戸1冊

②3週間経過後：1戸2冊（先着順）

(7) 販売 ①販売期間・日時

・販売期間：令和2年9月14日（月）～商品券完売まで（平日のみ）

・販売時間：郵便局窓口の営業時間内

②販売場所

・宍粟市内郵便局14局

(8) 有効期間 令和2年9月18日（金）～令和3年1月31日（日）

(9) 利用店舗 取扱店として登録した宍粟市内の店舗・事業所

(10) グルメ券の使用対象とならないもの（グルメ券で購入できないもの）

①出資や債務の支払い、税金・電気・水道料金等公共料金の支払い

②有価証券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入

③たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

④土地、家屋購入など資産性の高いもの、家賃、地代・駐車料等の不動産に関わる支払い

⑤現金との換金、金融機関への預け入れ

⑥特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの直接消費喚起につながらないものへの支払い

## 4. 取扱（登録）店舗

### (1) 登録条件

宍粟市内に所在する飲食・宿泊業を営む事業所

※ここでいう飲食業とは座席があり店内飲食ができる店舗であり、総菜販売、仕出し専門店、持ち帰り弁当店などは対象外とします。

※地域応援グルメ券に登録する事業所は原則プレミアム商品券も登録が必要です。

### (2) 登録方法

登録を希望する事業者は本要領を確認し、登録申込書（取扱店名・換金振込口座等）に記載し、宍粟市商工会に申し込みください。（迅速に換金手続を行うため、西兵庫信用金庫本支店の口座を換金振込口座に指定されることをお勧めします）申込受付は随時行いますが、8月18日以降の申し込みについては、広報チラシ等に掲載されない場合があります。

### (3) 登録料

原則プレミアム商品券との同時登録が必要とする。

地元店専用券対象事業所：20,000円（プレミアム商品券と同時登録は30,000円）

その他の事業所：40,000円（プレミアム商品券と同時登録は50,000円）

※宍粟市商工会員は、登録料を免除。

## 5. グルメ券換金

### (1) 換金の流れ

①登録店は使用済商品券A券、B券及びグルメ券を分別してそれぞれの裏面に取扱店の印を押印し、宍粟市内西兵庫信用金庫本支店に持参する。

※換金のための使用済み商品券の受付締め切り日は、月2回を原則とし、当該商品券に「宍粟市プレミアム商品券・地域応援グルメ券換金依頼書兼振込票」を添付の上、持ち込みする。

(依頼書は、西兵庫信用金庫窓口に備え付け)

②西兵庫信用金庫窓口が、グルメ券枚数・依頼書を確認し、登録店に預かり証を交付する。

③口座振替（登録申込みのあった口座）にて下記の日程において入金する。

	受付締め切り	換金日（振込日）
第1回	令和2年 9月 末日	翌10月10日
第2回	令和2年10月15日	同10月25日
第3回	令和2年10月 末日	翌11月10日
第4回	令和2年11月15日	同11月25日
第5回	令和2年11月 末日	翌12月10日
第6回	令和2年12月15日	同12月25日
第7回	令和2年12月 末日	翌 1月10日
第8回	令和3年 1月15日	同 1月25日
第9回	令和3年 1月 末日	翌 2月10日
第10回	令和3年 2月15日	同 2月25日
第11回	令和3年 2月 末日	翌 3月10日

(注1) 10、15、25、末日が当金庫の休業日の場合は、翌営業日とする。

(注2) 使用済グルメ券の持ち込みは、受付締め切り日まで随時受付する。

### (2) 換金手数料

換金に関する手数料（換金事務手数料・振込手数料）は、無料とする。

## 6. 特記事項

(1) グルメ券使用にあたっての「お釣り」は出ません。

(2) グルメ券の受け取りにあたって登録店は、見本券と照合するなど、適正な券（偽造券でない）であるか十分確認すること。

(3) 偽造券が使用された場合、単純な確認作業の怠り等登録店に明らかな過失があると認められる場合は、偽造券に相当する金額の換金ができない場合があります。

(4) 登録店は、受け取った商品券の使用・交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(5) 登録店が本要領に違反する行為を行った場合、取扱店の登録を抹消される場合があります。

## 7. 発行・広報スケジュール

	商工会	宍粟市	郵便局
7月	上旬に全会員へ案内、ホームページで登録店募集	しーたん通信、ホームページで登録店募集案内（申込みは商工会）	
8月	17日 第1回登録店締切 ※チラシ掲載最終 引換券全戸発送	広報にて商品券事業の周知	
9月	6日頃 市内へ販売告知の 新聞折り込みチラシ	ホームページ・しーたん通信にて販売告知	14日～ 市内14局で販売